平成２４年（フ）第５０９号
大阪市此花区酉島１丁目８番27号　301
債務者　吉田　茂子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３号
大阪市住之江区新北島４丁目１番２―818号
債務者　谷丸　昭一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１７号
大阪府大東市氷野１丁目17番23号　ヒノパナハイツ204号
債務者　滝口　　剛
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４２号
大阪市東成区大今里南４丁目17番26―803号
債務者　林　　宏和
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３号
大阪府東大阪市箕輪２丁目１番５号　ジュネス203号
債務者　中村　　晃
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８１号
大阪府大阪市平野区瓜破東２丁目５番４―505号
債務者　甲斐田照代
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８９号
大阪市東成区大今里４丁目１番17号
債務者　船橋　進治
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１８号
大阪府吹田市高野台１丁目５番B27―308号
債務者　宮原　寛子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３０号
大阪府門真市御堂町15番１―410号
債務者　角田　　譽
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５３号
大阪市西淀川区大和田５丁目１番12号　パークマンション203号室
債務者　野村　淳子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８７号
大阪市大正区三軒家東２丁目２番16号　レアレア大正59番館２Ａ
債務者　本宮　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９１号
大阪府大阪市西成区玉出西２丁目８番23号　姫松マンション202号
債務者　植田英子こと　**呉**　　英子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６号
大阪市生野区巽東３丁目７番15―606号
債務者　山本　高一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９７号
大阪府吹田市豊津町41―10―202、住民票上の住所大阪市淀川区西中島２丁目10番１―202号
債務者　池田　雅巳
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１４号
大阪府茨木市大住町１番９号
債務者　石井　正子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１５号
大阪市淀川区新高２丁目２番27―111号、前住所大阪府豊中市上野西２丁目８番62号
債務者　泉　　清香（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１９号
大阪市住吉区我孫子東１丁目８番６―301号
債務者　平本　由美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２１号
大阪府寝屋川市田井町31番６号
債務者　橋本　奈々
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部